定　款

マクニカホールディングス株式会社

定　　款

第１章　総 則

（商 号）

第１条　当会社は、マクニカホールディングス株式会社と称し、英文では、MACNICA HOLDINGS, INC.と表示する。

（目 的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること並びにこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。

(1) 半導体・集積回路等の電子部品の輸出入、販売
(2) 電子機器・電気通信機器・車輌・それらの周辺機器・付属品及びシステムの開発、製造、輸出入、販売及びリース
(3) 第１号及び第２号に関連するソフトウェアの開発、輸出入、販売
(4) 半導体・集積回路等の電子部品の開発、加工
(5) 電子機器・電気通信機器・システム・ソフトウェア・それらの周辺機器及び付属品の施工、据付、調整及び保守
(6) 電子機器・電気通信機器・システム・ソフトウェア・それらの周辺機器及び付属品の導入に関する指導、コンサルティング
(7) 情報・通信及びエレクトロニクスに関連する出版物の企画、制作、販売
(8) 情報処理サービス業
(9) 不動産賃貸業
(10) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

2 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

（機 関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株 式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、600,000,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い、株主権の行使の手続等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第３章　株 主 総 会

（招 集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員 数）

第 18 条　当会社の取締役は 15 名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任 期）

第 20 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長を定めるものとし、 必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の中から取締役会の決議により選定されたものがこれを招集し、議長となる。

2 選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発す る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同条項に定める取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 29 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 30 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 31 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 32 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 33 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計 算

（事業年度）

第 34 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 35 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 36 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第 37 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

（監査役の責任免除に関する経過措置）

附則

1. 当会社は会社法第 426 条第１項の規定により、第９回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第９回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。

以上

平成 27(2015)年 04 月 01 日 制定

（沿革）

平成 27(2015)年 06 月 28 日 改正

令和元(2019)年 06 月 25 日 改正

令和３(2021)年 06 月 24 日 改正

令和４(2022)年 06 月 23 日 改正

令和４(2022)年 09 月 01 日 改正

令和６(2024)年 06 月 26 日 改正

令和６(2024)年 10 月 01 日 改正